

茨木市森林整備事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、適正な森林資源の整備を図るとともに森林の有する多様な機能を総合的資源としての整備を図るため、林業団体が市内で行う森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより林業の振興を促進し、もって林業経営の近代化を図ることを目的とする。

(補助対象事業、補助額等)

第2 補助の対象となる事業、補助額等は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、森林整備事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 労務費
- (2) 材料費
- (3) 諸経費（共通仮設費、社会保険料等）

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市森林整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市森林整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(着手届)

第6 補助金の交付決定を受けたものは、事業の着手後速やかに森林整備事業着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の申請等)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市森林整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に変更の内容が分かる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市森林整備事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市森林整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市森林整備事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市森林整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後に概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年2月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年7月11日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市森林整備事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第14の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

事業主体	補助対象事業	採択基準	補助額
大阪府森林組合三島支店又は市長が認める団体	次に掲げる事業 (1) 森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知）に定める森林環境保全整備事業のうち、大阪府造林事業補助金交付要綱（平成9年8月18日施行）による補助金の交付を受けた事業 (2) 施工地の面積が1,000㎡以上である森林整備事業（前号に掲げるものを除く。）	次に掲げる基準 (1) 事業を行う地域は、市内の民有林とする。 (2) 事業は、人工造林、保育（下刈、枝打ち、除間伐等）及び天然林整備並びに森林作業道整備とする。	次に掲げる額のうち最も少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (2) この要綱による補助金以外の補助金等（以下この号において「他の補助金」という。）の交付を受ける場合にあつては、補助対象経費から、他の補助金の額を控除した額。ただし、森林作業道整備については、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額を上限とする。 (3) 2,000万円

備考 予算を超える交付申請があつたときは、補助対象事業の欄に規定する事業のうち、第1号に掲げる事業を優先する。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名 ㊟
（自署の場合は押印不要）

茨木市森林整備事業補助金交付申請書

茨木市森林整備事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1)

(2)

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市森林整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市森林整備事業補助金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名 ㊟
（自署の場合は押印不要）

森林整備事業着手届

森林整備事業に着手したので届け出ます。

所在地	事業の区分	樹種	面積	事業費	着手 年月日	完了予定 年月日
			延長			
			ha			
			m			

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名 ⑩
（自署の場合は押印不要）

茨木市森林整備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市森林整備事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円
- 7 添付書類

様式第5号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市森林整備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市森林整備事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| | 変更増減額 | 円 |
| | 変更交付決定額 | 円 |
| 2 | | |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第6号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市森林整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市森林整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け申請の茨木市森林整備事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名 ⑩

茨木市森林整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円